

体罰実態調査の在り方を考える

— 桜宮高校体罰事案から学ぶもの —

文教科学委員会調査室 平井 祐太

1. はじめに

平成24年12月に発生した、大阪市立桜宮高校における男子生徒への体罰による自殺事案（以下「桜宮高校体罰事案」という。）以降、部活動における「体罰」が大きな社会問題となった。発覚後、文部科学省は、体罰禁止の徹底及び体罰の実態把握調査の実施を求める通知を発出したほか、政府の教育再生実行会議による第1次提言（平25.2.26）を受け、3月には懲戒と体罰の区別を具体例で説明する通知を発出、5月には、運動部活動の指導のガイドラインを策定するなど、一連の対策を実施してきた。国会においても、当該事案に対する文部科学省の対応、今後の体罰防止策等について議論が交わされた。

しかし、8月9日に発表された体罰実態調査第2次報告の結果は、平成24年度に体罰を理由に懲戒処分、訓告を受けた公立学校の教職員数が2,752人と、前年度より7倍増となる衝撃的なものであった。下村文部科学大臣は、「恥ずべき数字」と述べ、調査継続と体罰根絶に向けた取組を強化する意向を示した¹。

今回の体罰実態調査は、児童生徒や保護者へのアンケート調査を実施したことで、これまで見過ごされてきた軽微な事案が報告され、体罰件数が大幅に増加した。一方、自治体ごとに調査手法に差が見られることから、正確な実態把握となっていないことも指摘される。さらに、調査の契機となった桜宮高校体罰事案は、そもそも「体罰」ではなくスポーツ指導における「暴力」が原因であるという指摘もあり、「体罰」と「暴力」の違いが調査に反映されていない点も憂慮すべきとも考えられる。

そこで本稿では、体罰実態調査を実施する契機となった桜宮高校体罰事案の経過、それに伴う文部科学省による取組、調査の概要を紹介した後、国会における議論等を踏まえ、体罰実態調査に関する今後の課題について検討していくこととする。

2. 体罰実態調査に至る経緯—桜宮高校体罰事案

(1) 事案の主な経過

端緒となった、桜宮高校男子バスケットボール部キャプテンであった男子生徒の自殺は、平成24年12月23日に発生した。大阪市教育委員会は事案の発生を受け、同校校長への事実確認、同校バスケットボール部員・保護者へのアンケート調査を実施した後、平成25年1月8日に、顧問教諭による男子生徒への体罰の存在を始めとする事案の概要を公表した。

¹ 『内外教育』（平25.8.23）

これを受け開催された大阪市の教育委員会会議は、1月15日、①本事案の真相解明と実態調査の実施（調査は外部監察チームに依頼）、②「大阪市教育委員会体罰・暴力行為等対策本部」の設置（本部長：教育長）、③桜宮高校運動部の当面の活動停止等を決定した。

本事案の真相解明・実態調査を依頼された外部監察チームは、2月13日に最初の報告書を公表し、これを踏まえ、大阪市教育委員会は同日、顧問教諭を懲戒免職とする処分を決定した。外部監察チームの報告書の中で認定された、当該顧問教諭による暴力行為は表1のとおりである。3月22日には、大阪府警が当該顧問教諭を傷害と暴行の疑いで書類送検している。

表1 外部監察チーム報告書で認定された暴力行為

	発生日	内容
《1》	平24.12.18	…本件高校男子バスケットボール部員は…練習試合を行った。この試合の中で、本件被害者が、…集中力を欠き相手選手にボールを奪われたりすることがあった。そこで、10分間の試合の合間のミーティングの際、●●教諭は「なんで女に負けるねん」「しっかりせえ」という気持ちから、 <u>本件被害者の顔を平手で、数回たたいた。</u>
《2》	平24.12.18	前記試合の中で、本件被害者がルーズボールを取りに行かない態度を見せたので、…同試合後…練習をさせた。●●教諭がボールを投げ、…本件被害者がボールに飛びつこうとしないので、… <u>本件被害者の顔を平手で、1、2回たたいた。</u>
《3》	平24.12.22	…本件高校男子バスケットボール部員は…練習試合を行った。…●●教諭は本件被害者をベンチに呼び寄せた。そして●●教諭は本件被害者に対し、「(相手選手の動きを)なんで意識しないのか」などと言ったが、本件被害者が黙っていたので、 <u>本件被害者の顔を平手で4、5回たたき、さらに本件被害者に同様の問いかけをしたが、本件被害者が黙っていたので、本件被害者の顔を平手で4、5回たたいた。</u> そのうちに試合が再開されたので、●●教諭は…「やるかやらんのかどっちゃや」と言いながら、 <u>本件被害者の側頭部あたりを平手で5ないし7回たたいた。</u>
《4》	平24.12.22	本件被害者は●●教諭が是と考える積極的なプレーをしていたが、試合がタイムアウトとなって、部員がベンチに戻る場面で、本件被害者は走らずにベンチに戻ってきた。●●教諭は… <u>指導に沿わない本件被害者の顔を平手で3回たたいた。</u>

(出所) 大阪市外部監察チーム報告書(平25.1.31)より抜粋。下線は筆者による。

その後も外部監察チームは、3月26日に桜宮高校の歴代校長や教頭の管理監督責任を指摘する報告書を公表し、これに基づき、大阪市教育委員会は、同校の前任校長及び教頭を、それぞれ停職1か月、停職10日とする懲戒処分を決定した。5月1日には、今回の事案が発生するに至った全容を解明する報告書が公表された。なお、書類送検された元顧問教諭に対しては、9月26日、懲役1年執行猶予3年の有罪判決が言い渡された²。

² 『読売新聞』夕刊(平25.9.26)。なお、同判決は被告人、検察官ともに控訴せず、10月11日に確定した。

(2) 政府による対応

この事案を受け、文部科学省は、平成25年1月23日、体罰禁止の趣旨の周知徹底、体罰を行った教員等への厳粛な対応等を求めるとともに、各都道府県教育委員会等が体罰の実態について主体的に把握し、文部科学省に報告するよう求める通知を发出了³。

一方、政府の教育再生実行会議においても、体罰に関する議論がなされ、2月26日に発表された「いじめの問題等への対応について（第1次提言）」において、体罰禁止の徹底、部活動指導のガイドライン策定等が提言された。これを踏まえ、文部科学省は3月13日に通知を发出了⁴、①懲戒と体罰の区別について具体例を示して説明するとともに、②部活動指導に当たっての留意事項を示した。

また、3月には、「運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議」が設置され、同会議は5月27日、「運動部活動での指導に関するガイドライン」を含む調査研究報告書を取りまとめた。同ガイドラインにおいては、運動部活動における指導と許されない指導について一定の考え方を示すとともに、運動部活動の運営、体制等に関する必要事項が掲載された。

さらに、4月26日には、1月23日の通知により各都道府県教育委員会等に依頼された体罰実態調査に係る第1次報告、8月9日には第2次報告が取りまとめられた（調査の内容については後述）。また同日、体罰根絶に向けた取組の徹底に関する通知が发出されている⁵。

表2 桜宮高校体罰事案の経過

平24年12月18日、22日	顧問教諭が、桜宮高校体育館で練習試合中などに複数回、男子生徒を殴打。
23日	男子生徒が自殺しているのが見つかる。
平25年1月8日	大阪市教委が男子生徒の自殺を公表。
23日	文科省、体罰禁止の趣旨の徹底等に関する通知を发出。
2月13日	市教委が顧問教諭を懲戒免職処分。 市の外部監察チームが「暴力が自殺の大きな要因になった」とする実態調査報告書を公表。
26日	教育再生実行会議が第1次提言を取りまとめ。
3月13日	文科省、懲戒と体罰の区別等に関する通知を发出。
22日	大阪府警が元顧問教諭を傷害と暴行の疑いで書類送検。
4月26日	文科省、体罰実態調査第1次報告発表。
5月1日	市の外部監察チームが、市教委の責任まで踏み込んだ最終報告書を公表。
27日	文科省、運動部活動の指導に関するガイドライン策定。
6月22日	日本バスケットボール協会が、元顧問教諭について、コーチとしての登録抹消と資格取消しを決定。
7月4日	大阪地検が元顧問教諭を傷害、暴行両罪で在宅起訴。
8月9日	文科省、体罰実態調査第2次報告を発表。同日、体罰根絶に関する通知发出。
9月26日	大阪地裁が元顧問教諭に懲役1年執行猶予3年の有罪判決を言い渡す。

※網かけは政府による対応
(出所)『読売新聞』夕刊(平25.9.26)、文部科学省資料より作成

³ 「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について（依頼）」(24文科初第1073号 平成25年1月23日)

⁴ 「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」(24文科初第1269号 平成25年3月13日)

⁵ 「体罰根絶に向けた取組の徹底について（通知）」(25文科初第574号 平成25年8月9日)

3. 体罰実態調査

(1) 概要

平成 25 年 1 月 23 日の通知により実施された体罰実態調査は、4 月 26 日の第 1 次報告を経て、8 月 9 日に第 2 次報告が取りまとめられた。調査の対象は、国公立の小学校、中学校、高等学校（通信制を除く。）、中等教育学校、特別支援学校である。

このうち、第 1 次報告については、例年文部科学省が実施している「公立学校教職員の人事行政状況調査」とほぼ同様の調査項目であり、公立学校における体罰について、平成 24 年 4 月から平成 25 年 1 月末までの暫定的な結果をまとめたものである。一方、第 2 次報告は、平成 24 年度全ての期間の数値をまとめたもので、調査対象が国立、私立学校まで拡大されたほか、調査手法について、「児童生徒や保護者への調査など、正確な実態把握のために各地域で手法を工夫して」実施された。このように調査対象を国立、私立学校まで拡大し、また児童生徒、保護者に対しても調査を実施したことは、文部科学省として初の試みであった⁶。

(2) 調査結果

ア 公立学校

公立学校については、発生件数が 5,415 件、体罰があった学校は全体の 10.08%に当たる 3,603 校であった。このうち、体罰を理由に懲戒処分や訓告処分を受けた教職員数は 2,752 名で、前年度まで実施されてきた公立学校教職員の人事行政状況調査で体罰によって処分された教職員数が 400 人前後であったことと比較すると、今回の数字はその約 7 倍に達した（表 4 参照）。保護者や子どもへのアンケートを実施した結果、把握が難しかった体罰が集計されたことで、件数が大幅に増加したとみられる⁷。

表 3 体罰調査の結果（公立）

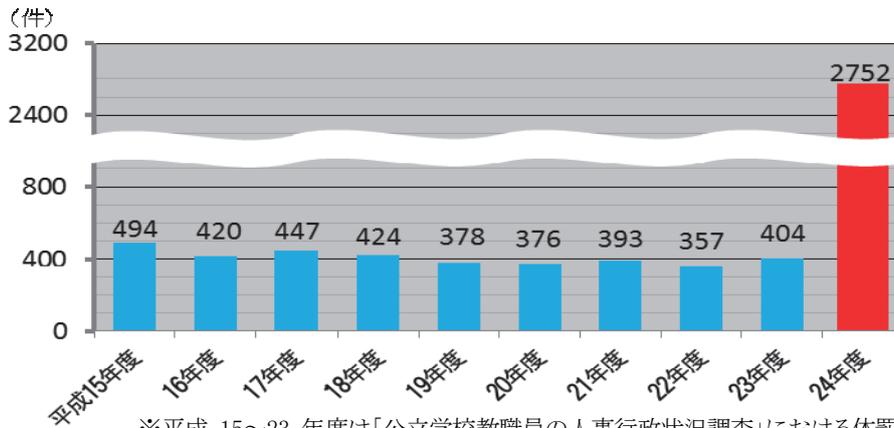
区分	発生件数	うち懲戒処分等を行った件数			うち懲戒処分等を検討している件数	発生 学校数 (A)	学校数 (B)	発生割合 (A/B)
		懲戒処分	訓告等					
小学校	1,518	783	20	763	735	1,155	21,166	5.46%
中学校	2,552	1,356	68	1,288	1,196	1,605	9,860	16.28%
高等学校	1,297	588	70	518	709	805	3,688	21.83%
中等教育学校	2	0	0	0	2	1	28	3.57%
特別支援学校	46	25	4	21	21	37	1,000	3.70%
合計	5,415	2,752	162	2,590	2,663	3,603	35,742	10.08%

(出所) 文部科学省「体罰に係る実態把握（第 2 次報告）の結果について」（平 25. 8. 9）より作成

⁶ 本村清人、三好仁司編著『体罰ゼロの学校づくり』（ぎょうせい 平成 25 年）20 頁

⁷ 『内外教育』（平 25. 8. 23）

表4 体罰による懲戒処分等の件数の推移



※平成 15～23 年度は「公立学校教職員の人事行政状況調査」における体罰により処分された教員数、平成24年度は第2次報告における体罰発生件数のうち、懲戒処分等を行った件数。

(出所) 文部科学省「体罰に係る実態把握(第2次報告)の結果について」(平25.8.9)等より作成

小中高別に見ると、小学校で約6割の体罰が授業中に発生している一方、中学校及び高校では、約4割が部活動中の体罰で、授業中は2割余りであった。被害の態様については、いずれも「素手で殴る」ケースが被害の約6割を占め、「蹴る」が約1割、「殴る蹴るなど」「棒などで殴る」が続いた。また、8割超のケースで、被害児童生徒に傷害はなかったが、骨折や捻挫などを負わせた教員が37人、鼓膜を損傷させたものが47人いた。

なお、公立学校については、都道府県ごとの体罰による処分教員数も公表しており、調査方法や体罰の基準が異なることから一概に比較はできないものの、長崎県が最多の452人、福井県が最少の14人であった。

イ 国立学校、私立学校

今回初めて調査が実施された、国立、私立学校については、以下のような結果であった。

表5 体罰調査の結果(国立、私立)

○ 国立学校

区分	発生件数	発生学校数(A)	学校数(B)	発生割合(A/B)
小学校	11	8	74	10.81%
中学校	7	7	73	9.59%
高等学校	1	1	15	6.67%
中等教育学校	0	0	4	0.00%
特別支援学校	1	1	45	2.22%
合計	20	17	211	8.06%

○ 私立学校

区分	発生件数	発生学校数(A)	学校数(B)	発生割合(A/B)
小学校	30	18	220	8.18%
中学校	246	117	766	15.27%
高等学校	974	384	1,319	29.11%
中等教育学校	9	3	17	17.65%
特別支援学校	0	0	14	0.00%
合計	1,259	522	2,336	22.35%

(出所) 文部科学省「体罰に係る実態把握(第2次報告)の結果について」(平25.8.9)より作成

このうち、私立学校については、体罰件数は1,259件に上り、発生割合も公立より高かった。私立学校は、体罰を都道府県に報告する義務はなく、処分の状況などを把握していない自治体も多い。この結果について坂田仰日本女子大教授は、「運動部の成果が学校の評価につながる私立高もあるためか、部活動での体罰が目立つ。教委の研修で体罰禁止が徹底される公立校に比べ、私立は認識不足の可能性もある」としている⁸。

4. 国会における議論

一方、国会でも、桜宮高校体罰事案を受け、衆議院文部科学委員会が平成25年1月24日、文部科学行政の基本施策に関する件（体罰による自殺案件を含む学校教育に関する諸問題等）についての調査のため、閉会中審査を開催し、参議院文教科学委員会も、第183回国会開会後の2月25日、学校におけるいじめ、体罰等の諸問題及びスポーツ指導における暴力行為等に関する件を議題として質疑を行った。委員会においては、体罰実態調査の進捗状況を含む、桜宮高校体罰事案に対する文部科学省の対応が確認されたほか、そもそも体罰の捉え方等について、以下のような議論が交わされた。

（1）体罰防止へ向けた対策

桜宮高校体罰事案を受け、これまでの体罰に係る調査の実状が見直されるとともに、再発防止に向けた対策が議論となった。

体罰防止対策に関しては、教員養成課程における部活動指導に関する内容の実施状況、教員、スポーツ指導者に対する研修の現状・拡充の必要性について質疑が行われたほか、文部科学省による対策として、「体罰禁止の徹底や全国的な体罰の実態調査」、「児童生徒や保護者が体罰の訴えなどを相談することができる体制の整備」、「教員などの部活動の指導に当たって体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識の徹底」、「スポーツ指導者に対する暴力根絶の指導の徹底」が示された。また体罰実態調査については、この時点では調査中であり、調査結果に基づいた対策を実施していくとされた。

（2）体罰禁止規定の由来

体罰は、学校教育法第11条「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」により禁止されている。このような体罰禁止規定は、戦前の教育法令にも存在しており⁹、近代学校制度が始まった明治時代以来、一貫して体罰禁止の体制が採られてきた。

国会論議では、現在の体罰禁止規定ができた理由と日本国憲法第18条「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。」との関係について質疑がなされ、これに対し、下村文部科学大臣からは、

⁸ 『大阪読売新聞』（平25.8.10）

⁹ 兼子仁「『体罰』法禁の教育法的検討」『季刊教育法』第62号（昭60.8）26頁。具体的には、明治23年小学校令63条、明治33年同47条、昭和16年国民学校令20条に規定が存在する。

必ずしも第 18 条と対応するというわけではないが、日本国憲法の趣旨である基本的人権の尊重からも、体罰は決して許されない行為であるということは御指摘のとおりとの答弁があった¹⁰。

(3) 「体罰」と「懲戒」の区別

前述のように、体罰は、学校教育法上で禁止され、「教員のように…教育…の責にある特定の者が、その責に任ずる必要上加える一定の制裁¹¹」である懲戒の内容が、身体的侵害となった時に体罰となる。また、体罰は懲戒の中に含まれるものである¹²。しかし、懲戒と体罰の違いがこれまで明確にされてこなかったことが、実際の指導において過度の萎縮を招いたり、また逆に、体罰を黙認する風潮に繋がったとする指摘がなされていた¹³。

この点について、国会論議において「許される懲戒に関するガイドライン」を策定する必要性が取り上げられた¹⁴。答弁ではガイドラインを年度内に策定する方針が示され、これらの議論も踏まえ、文部科学省は、平成 25 年 3 月 13 日、懲戒と体罰の区別に関する通知を発出した。具体的には、生徒らの頬を平手打ちする等が体罰に該当するものとされた一方、授業中の起立、授業後の居残り等については認められる懲戒とされた。なお、児童生徒からの暴力行為に対し、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、体罰ではなく、正当な行為とされている。

(4) 「体罰」と「暴力」の違い

桜宮高校体罰事案の調査を依頼された大阪市外部監察チームの報告書において、顧問教諭による行為が、「体罰」ではなく「暴力」行為として認定されたことから、「体罰」と「暴力」の違いが議論になった。

体罰の定義、具体的状況における体罰の判断例を示した、昭和 24 年の法務庁による通知¹⁵においては、問題行動を起こした児童生徒をいかに懲戒するかという考え方が前提となっている。また、現在の体罰に係る解釈の元となっている平成 19 年の文部科学省による通知¹⁶においても、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」との通知名のとおり、問題行動を起こした児童生徒への指導が念頭に置かれている。しかし、桜宮高校体罰事案で自殺した生徒は、問題行動を起こしていないにもかかわらず暴力行為を受けていたことから（表 1 参照）、そもそも顧問教諭による行為は「体罰」ではなく、「暴力」なのではないか、という指摘がなされた¹⁷。

これに対し、下村文部科学大臣は、「学校教育法でもともと体罰については禁止している

¹⁰ 第 182 回国会閉会衆議院文部科学委員会議録第 2 号 10 頁（平 25. 1. 24）

¹¹ 鈴木勲編『逐条学校教育法 第 7 次改訂版』（学陽書房 平成 21 年）92 頁

¹² 第 182 回国会閉会衆議院文部科学委員会議録第 2 号 13 頁（平 25. 1. 24）

¹³ 第 183 回国会参議院文教科学委員会議録第 1 号 14 頁（平 25. 2. 25）

¹⁴ 同上

¹⁵ 「児童懲戒権の限界について」（昭和 23 年 12 月 22 日付け 法務庁法務調査意見長官回答）

¹⁶ 「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（18 文科初第 1019 号 文部科学省初等中等教育局長通知）

¹⁷ 第 182 回国会閉会衆議院文部科学委員会議録第 2 号 14 頁（平 25. 1. 24）

わけで、この平成 19 年の問題行動を起こす児童生徒に対するということを限定した本来体罰という法律用語ではありませんので、桜宮高校の問題、これは、やはり学校における教師における体罰であった」と答弁している¹⁸。

(5) 体罰がなくなるための要因

体罰問題は、戦前から禁止規定が存在するにもかかわらず、根本的な解決がなされないまま、現在に至っている。また、平成 25 年 2 月に読売新聞社が実施した全国世論調査では、体罰は「認められない」とする回答が 52%にとどまるなど¹⁹、体罰を肯定的に捉える風潮も存在する。

体罰がなくなる理由について、下村文部科学大臣からは、①教員が感情的になり、体罰により自覚を促すとの動機で体罰に及ぶこと、②この程度であれば許されるだろうとの思い込み、③運動部活動において、体罰を厳しい指導として正当化するというような誤った認識が²⁰、義家文部科学大臣政務官からは、体罰は一定程度必要であるとする消極的体罰容認論が蔓延していること²¹が、背景として示された。

5. 体罰実態調査に係る今後の課題

以上のような、桜宮高校体罰事案発生以来の経緯を踏まえ、ここでは、文部科学省が実施した体罰実態調査に係る今後の課題について述べる。なお、文部科学省は、来年度以降の体罰調査について、今回同様の調査を続けるかどうかは「検討中」としている²²。

(1) 綿密な調査の継続と調査基準の策定

一点目は、調査手法等に関するものである。今回の調査では、児童生徒、保護者への聞き取りやアンケートを利用して体罰発生件数の集計が行われた。それまでの体罰に関する統計である文部科学省の「公立学校教職員の人事行政状況調査」では、体罰による懲戒や訓告処分を受けた教員数を集計しており、その処分件数はここ 10 年間、約 400 件前後を推移してきた(表 4 参照)。しかし、このような処分された教員数により実態を把握する手法では、今回の桜宮高校体罰事案のように、教育委員会が体罰として認識していなかった事例を拾い上げることができない。また、今回の調査で体罰件数が 7 倍に増加したように、児童生徒、保護者の間でしか認識されていない体罰も相当数存在することが伺える。下村文部科学大臣も、記者会見の中で、従来の調査が形骸化していた可能性を指摘しており²³、現場の実態を的確に把握し、教育現場の意識改革につなげるためにも、今回のような綿密な調査を今後も続けていくべきであろう。

ただ、今回は具体的な調査方法等(アンケート利用の有無等)が自治体に任せられたた

¹⁸ 第 182 回国会閉会衆議院文部科学委員会議録第 2 号 14 頁(平 25. 1. 24)

¹⁹ 『読売新聞』(平 25. 2. 11)

²⁰ 第 182 回国会閉会衆議院文部科学委員会議録第 2 号 11 頁(平 25. 1. 24)

²¹ 第 183 回国会参議院文教科学委員会議録第 1 号 15 頁(平 25. 2. 25)

²² 『朝日新聞』(平 25. 8. 10)

²³ 同上

め、体罰件数について自治体ごとにばらつきが見られた。平成 23 年度に 2 名であった体罰教員数が、24 年度には 382 名に膨れ上がった大分県では、全ての児童生徒、保護者、教職員にアンケートを実施し、各学校に体罰調査委員会を設置して軽微なものまで報告させた一方、体罰教員数が最も少ない 14 名であった福井県ではアンケートを実施せず、教職員への聞き取りの徹底により対応した²⁴。地域ごとに実態把握に差が生まれないよう、文部科学省が調査手法等について、より具体的な基準を示すべきであろう。

(2) 「体罰」と「暴力」を区別した調査の必要性

二点目は、文部科学省による「体罰」と「暴力」の捉え方に関するものである。

1. で述べたように、桜宮高校体罰事案における顧問教諭の行為は、大阪市外部監察チーム報告書では「体罰」ではなく「暴力」行為として認定された。一方、文部科学省は、国会答弁の中で、当該行為は「体罰」であった、としている(4.(4) 参照)。

確かに、当該行為は部活動という教育現場で発生しており、その意味で「体罰」ということには一定の理解を示すことはできる。しかし、実態を見ると、当該行為は、練習や試合で失敗したという理由で男子生徒へ行われたもので、体罰の前提となる教員の懲戒権を超えると考えられる。それはもはや、問題行動に対する「体罰」ではなく、単なる「暴力」であり、文部科学省の言う「体罰」には、児童生徒の問題行動に対する懲戒としての教員の有形力の行使と、行き過ぎた指導としての運動部活動における「暴力」行為が混在していると思われる²⁵。文部科学省は、体罰の捉え方を見直した上で、体罰実態調査の改善や、諸施策を講じていくべきではないか。

国会論議で紹介したように、学校教育法第 11 条に規定された「体罰」は懲戒の一部であり、懲戒権を持つ者が行って初めて使われる概念である。懲戒権は校長、教員、親権を行う者が持つものであり、まず教員以外の外部指導者等が生徒をたたく等する行為は、「体罰」ではなく、「暴力」となる。さらに、たとえ懲戒権を持つ教員であっても、試合に負けた等の理由で生徒をたたいた場合、それは懲戒の対象ではないので、この場合も「体罰」ではなく「暴力」となる²⁶。このように、運動部活動の場で一般に「体罰」とされている行為の多くは指導者による単なる「暴力」であり、それはむしろ、全日本女子柔道チームにおける暴力指導問題²⁷のような、スポーツ指導における暴力に類似した性格のものとして捉えるべきであろう。

さらに、文部科学省内でも、児童生徒の体罰については初等中等教育局、運動部活動に関する事項についてはスポーツ・青少年局が担当局となるなど、異なる複数の部局が施策を講じている。それぞれの部局による施策の効果を正確に検証するためにも、体罰と運動部活動における暴力の違いを示した上で、体罰実態調査の体罰件数のうち、運動部活動における暴力となるものを抽出した調査結果の公表が必要ではないだろうか。もしくは、学

²⁴ 『産経新聞』(平 25. 8. 10)

²⁵ 『東京新聞』(平 25. 3. 18)

²⁶ 望月浩一郎「運動部活動の抱える課題・問題点は何か」『教職研修』(平 25. 9)

²⁷ 平成 25 年 1 月に発覚した、全日本女子代表チームの監督等による代表選手への暴力行為、パワーハラスメント問題。問題を受け、同監督は 2 月 1 日に監督を辞任した。

校現場以外の一般のスポーツ団体等に対する、スポーツ指導における暴力に関する調査を新たに実施し、その調査対象として運動部活動を含めることも一考であろう。

6. おわりに

以上、本稿では、桜宮高校体罰事案以来の体罰に関する施策の経過、体罰実態調査に関する課題を紹介してきた。

今回実施された体罰実態調査は、国立、私立学校への調査対象の拡大、児童生徒、保護者へのアンケート調査の実施等の点において、画期的なものであった。来年度以降も、調査手法を精査した上で、今回同様の綿密な調査を継続していくことが求められる。こうした調査の継続的な実施には、教育現場のみならず、児童生徒や保護者の間にも、体罰禁止に関する意識を啓発する効果も期待できよう。

児童生徒の問題行動に対する体罰については、学校教育法第11条で明確に禁止されているにもかかわらず、いまだに世論調査等で「消極的体罰容認論」が存在すること等が、体罰に関する議論を混乱させてきた。法律で定められている以上、体罰は、「どこまで」許されるものか、ではなく、「ダメなことはダメ」であるもので²⁸、体罰論議の中ではこの点を見失ってはならない。その上で、体罰禁止の意識の徹底や、かっとなったときに感情をコントロールする方法を身につけるアンガーマネジメント²⁹等を教員研修に取り入れる等の対策を講じていくことが求められる。

一方、運動部活動における体罰には、スポーツ指導における単なる暴力が混在しており、これに対しては、顧問教諭が、スポーツ指導者としての正しい指導法を学び、必要な指導能力を身につけることが求められる。現在顧問教諭の研修として、公益財団法人日本中学校体育連盟等による顧問研修会等があるが³⁰、こうした施策の更なる拡充や、スポーツ指導者としての資格取得を求めていくことも考えられよう。

桜宮高校体罰事案の一連の経緯は、体罰に対する社会的関心を高める結果となった。この効果を一過性のものとせず、今回のような事案を二度と引き起こさせないためにも、教育現場のみにとどまらない、社会全体の体罰に関する意識改革が望まれる。

(ひらい ゆうた)

²⁸ 嶋崎政男「体罰を整理する」『月刊生徒指導』(平25.7)

²⁹ NHKニュース解説『【時論公論】体罰はなくせるか』(平25.8.13)

³⁰ 第182回国会閉会衆議院文部科学委員会議録第2号4頁～5頁(平25.1.24)